

# I 日常保育における 安全管理

2024年版

# I 日常保育における安全管理

## 1. 登園時

- (1) 早番の保育士は必ず2名で行い、役割分担を明確にし、それぞれが責任をもつ。  
(テラスでの受け入れ一名、室内一名で担当する)
- (2) 早番担当者は、子どもが登園するまでに園舎内外に異常がないか、安全点検表のチェック、記入を行い安心して保育できる体制を整えておくようにする。
- (3) 丁寧に受け入れをする環境づくり（安全確認や室温の設定）を行い、受け入れの際は視診や保護者からの連絡により子どもの健康状態を把握する。（怪我、傷の有無の確認、体調を崩した後は様子を診る）また、泣いて登園した場合は、気持ちを受け止め安定した生活ができるように配慮する。
- (4) アレルギー対応児及び離乳期の乳児については、チェック用紙（除去食表）に基づいた確認だけでなく、視診や保護者からの連絡事項の伝達も的確に行う。（怪我などの有無は紙面に記入しておく）
- (5) 園の近くに不審な人物・車両などがいないか確認する（職員が出退勤時に目を配る）
- (6) 保護者からの伝達事項は、速やかに担任へ伝える。伝えられない場合は、必ずメモをとり担任に手渡す。
- (7) 各園の状況に合わせて時間になったら施錠をする。

## 2. 降園時

- (1) 子どもが気持ちよく帰ることが出来るように、声掛けをし、丁寧に対応する。
- (2) 子どもの身支度には忘れ物、持ち物の間違いがないか、身だしなみがきちんとしていかなど細かい配慮をする。
- (3) 一日の出来事・連絡事項は、保護者に口頭で明確に伝え、連絡帳にも記載する。小さな怪我でも、保護者に状況を説明する。
- (4) お迎えの人を確認し、引き渡す。特に保護者以外の場合は必ず事前に保護者の連絡を受け、名前と間柄を確認し確実に引き渡す。
- (5) 降園時間帯は子どもの気持ちも高まり危険を伴う為、カバンを背負ったまま、固定遊具や駐車場で遊ばず、速やかに帰るよう伝える。

## 3. 延長保育

- (1) 延長保育の保育士は子どもの人数に合わせた職員を配置し、最終は必ず2名の職員で対応する。
- (2) 保育計画スケジュールに基づき保育を行う。
- (3) クラス担任は、必要な連絡を口頭または終礼報告書にて必ず伝える。
- (4) 出席を取りながら人員把握と一人一人の健康状態を確認する。

- (5) 気持ちが開放的になったり、1日の疲れが出たりして、怪我や体調の変化が起こりやすいので、決まりを守って遊べるようにしたり一人一人の子どもの様子を見ながら健康安全に過ごせるようにしていく。
- (6) 流行性の疾病が出た場合には、感染予防に十分注意を払い、衛生面や保育室を変更するなどの配慮を行う。
- (7) 延長保育でのエピソード等は伝えても良いが、安易に家庭内の事情等の話をしないように配慮する。(例：子どもから聞いた話を保護者に問いたださない等)
- (8) 保育終了後は安全点検と清掃を行い、施錠をする。  
※延長保育年間指導計画に基づき保育する

#### 4. 遊具及び施設・設備の安全点検について

- (1) 年度の初めには園舎内外、遊具の安全点検を各園のマニュアルに基づき職員全員で行う。(四月第二週までには)
- (2) 遊具、設備は当番職員(複数)が定期的に(月二回以上)点検を行い、結果を所定の点検記録簿に記載する。(付属資料1 点検表を使用する)
- (3) 施設・設備・遊具は破損の有無に注意し、破損した遊具は直ちに片付け、事故につながる不備を発見した場合は直ちに使用を中止する。(その後、全職員に知らせ、園長は町の職員に修繕を依頼し対策を練る)直ぐに撤去できない場合は、立ち入りを禁止し、園児にも知らせ危険のないようにする。

#### 5. 保育中、使用する遊具・用具・工作材料等の取り扱い

- (1) やむを得ず保育室を離れる時は、園長や隣のクラスの保育士に声をかける。
- (2) 園児の年齢・体力等発達段階に即したものを使用する。
- (3) 使用方法・安全な取り扱い方を園児に分かりやすく知らせ、怪我をしたり他人を傷つけたりすることが無いよう安全に対する意識を育てる。
- (4) 安全に活動ができるように十分な事前準備を行う。また、子どもを待たせたり、急がせたりすることのないようにする。
- (5) 子どもの発達・人数に見合った玩具を用意する。
- (6) 部屋での約束を伝え徹底する。(保育士の机のものには触らない、ピアノの裏には入らない、ストーブの中には物を入れない、何も言わずに部屋を出て行かない等)
- (7) 小麦粉粘土やスライム遊びの後は、衛生管理上持ち帰らない。
- (8) カッター、ホットボンド等危険が伴う道具は細心の注意を払い扱う。

#### 6. 未満児配慮事項

- ・子ども一人一人の成長や、発達を職員全員が把握し保育にあたる。
- ・おむつの取り換えなどで、子どもを寝かせたままにして傍を離れない。
- ・子どもを抱いている時は、自分の足元に注意したり、慌てて走ったりしない。
- ・寝ている子どもの上に物が落ちてこないように安全を確認する。

- ・子どもがイスに座っていて急に立ち上がったたり、椅子を玩具にしたりして倒れることがないようにする。
- ・つかまり立ちをしたり、つたい歩きをしたりする時は、保育士が傍に付いて見る。
- ・口に物をくわえて歩行させないようにする。
- ・ドアの開閉は子どもがいないことを確認してから行う。(子どもは保育士を後追いすることがあるため)
- ・敷居や段差のある所を歩く時は、つまずかないようにする。
- ・階段や玄関などの段差があるところに、子どもが一人で行かないようにする。
- ・子どもの腕を保育士や子どもが強く引っ張ることのないようにする。
- ・暖房器具を使用する時は柵などを設置する。
- ・ビニール袋やゴム風船は、子どもの手の届かないところにしまう。用途により子どもが取り扱う場合は、十分に注意して使用する。
- ・水の入ったバケツは子どもの手の届かないところに置く。
- ・ベビーカー、避難車は保育士が押す。乗せる時は、深く腰掛けさせ、安全ベルトを使用し、傍から離れないようにする。
- ・転びやすい子どもを、職員全員が把握する。
- ・子ども同士複数が手を繋いでいる時は、引っ張り合い転倒することがあるので注意する。
- ・手に怪我をしていたり、ふさがっていたりする時は、バランスを取りにくく転びやすいので注意する。
- ・ベビーベットや机付きイス、ゆりかごは、子どもの年齢や使用目的の合った物を選び、取扱い説明書をよく読んで使用する。
- ・子どもの周囲に角の鋭い家具、玩具、箱などがいないか確認し、危険な物は置かない。
- ・子どもが鼻や耳に小物を入れて遊ばないようにしたり、ドアのちょうつがいに指をはさまないようにガードをしたりして環境を整える。(※トイレトペーパーの芯を通る物は誤飲しやすいため、その大きさを目安として環境を整える)
- ・ドアの近くで遊ばない。
- ・子どもが引き出しやドアを開け閉めして遊ばないように対策をする。  
(ストッパー、鍵など)
- ・室内は整理整頓し、使用したものを子どもが片付けやすい環境にする。
- ・床が濡れていたら直ちに拭き取るようにする。
- ・トイレのレバーを操作する時は、手助けをする。
- ・トイレは保育士が必ず付き添い、安全に便座に座れるように補助する。

## 7. 一時預かり

※高森町一時保育事業実施要綱を確認する。

- (1) 申し込み時に健康調査票を基に面接をする。アレルギーや持病がある場合は、事前

に給食または担任と対応を検討し、受け入れクラスの確認や保育士との打ち合わせをする。

- (2) 登園時に、健康の記録を記入したものを確認してから受け入れる。(発熱、感染症の疑いがある時は受け入れが出来ない事を伝える)
- (3) その日の体調や機嫌、迎えの人、時間等を確認する。
- (4) 安心して過ごせるように配慮する。
- (5) 災害時等は緊急メール等が配信されないため、電話にて連絡。連絡が取れるまでは、安全に預かるようにする。(防災ずきんなどを確認しておく)

## 8. 園内

### 職員室

- ・医薬品や危険物の保管には十分気を付け一目で分かるようにし、園児が開け閉めできないように引き戸ストッパー等をつける。
- ・職員室には必要な時以外は入らない。

### 玄関・テラス・廊下

- ・玄関は死角になるため子どもの飛び出しに十分注意する。走らない。
- ・テラスは雨や冬の日には滑りやすい為、滑らないように気を付け、走らない。場合によって子どもの立ち入りを禁止とする。
- ・火災報知機や消火器など子どもが絶対に触れることのないよう指導する。
- ・更衣室や倉庫には子どもは立ち入らないようにする。
- ・調理室には子どもは立ち入らないようにする。
- ・下駄箱の上に物を重ねて置かないようにする。

### トイレ

- ・手を挟みやすい為ドアの開閉に異常がないか確認する。
- ・危険な物に触れないように約束をする。(ヒーター、コンセント、排水溝など)
- ・床が滑りやすいため、滑りにくいゴムサンダルを使用する。
- ・掃除用具や塩素などは子どもの手の届かないところに置く。
- ・死角になりやすく危険が伴うため、保育士が付き添い見守る。
- ・常に清潔を保つように心がける。
- ・コンセントに物を差し込めないよう、コンセントカバーを付ける。

### 保育室

- ・戸で手を挟まないよう開閉には十分注意し、挟まないように工夫をする。
- ・椅子、机は常に整理整頓し、机を折りたたむ場合は落ちたり倒れたり手足を挟んだりし

- ないよう注意する。子どもが出し入れをする時は保育士が立ち合い見守るようにする。
- ・机の置き場所…一番下は使用する台を上向きにし、あとは足を上に積む。5、6個を目安にし、安全に注意する。
  - ・椅子の置き方…4～5個の積み重ねが適。(各園の状況により安全に配慮して置く。)
  - ・手洗い下のマットについては滑る事もあるので使用の際は注意する。
  - ・ロッカーや棚は倒れないように固定する。
  - ・棚やロッカーの上には物を重ねて乗せない。
  - ・水道、棚の角で目や体を傷つけないように安全カバーをする。
  - ・子どもの発達に合わせて自分でできる環境を作ったり、管理の仕方を一緒に考えたりする。危険と思われる用具は年齢によって子どもの手の届かない所定の場所に整理しておく。(カッター、ハサミ、テープカッター、ホットボンド、キリ、鉛筆削りなど)
  - ・タオルかけなどのフックで目や体を傷つけないよう取り付けや使用時には十分注意する。
  - ・テレビ、電子ピアノは置き場所を考え、転倒や落下を防ぐ。
  - ・電子ピアノの上に物を置かない。(花瓶、ティッシュ等)
  - ・電子ピアノのふたの開閉で手を挟まないようにする。また、地震などの際には転倒したり床を滑って動いたりすることのないようにする。(ピアノの近くで遊ばない)
  - ・壁面や掲示物を貼る際には画鋲は使わずチェス画鋲(ダルマピン)を使う。(掲示物を貼る際にはテープ等を使用する。画鋲やマグネット等は誤飲の恐れがあるため出来る限り使用しない。)
  - ・ストーブは防護柵を設置し、直接触れられないようにする。また周囲に物を置かないようにする。
  - ・窓は転落や飛び出しの危険がある場合には、防護柵を設置する。
  - ・コンセントに物を差し込めないよう、コンセントカバーを付ける。又は家具で隠すなど配慮する。
  - ・用具は保管場所を決め、使用した後は決められた場所に置く。
  - ・ハサミやテープカッターなど危険を伴う用具は場所を決め、年齢や発達に合わせて使用する。
  - ・絵の具やクレヨン等は口に入れないようにする。また色水、しゃぼん玉の液も誤飲しないようにする。
  - ・小麦粉粘土で遊ぶ場合はアレルギー児がいるか確認をし、アレルギー児がいる場合は使用しない。(共有の水道などで洗い流す場合は他クラスへの配慮をする)
  - ・段ボールカッターは必ず保育士が付き添い使用する。
  - ・以上児と未満児が一緒の部屋で遊ぶ場合は、細かい玩具の誤飲がないようにする。

#### **歯磨き**

- ・歯の磨き方、歯ブラシの扱い方を知らせる。

- ・座って歯磨きをする。
- ・移動する時にくわえたまま歩かない。

#### **午睡** \*健康管理マニュアル参照\*

- ・子どもの平熱を記入する。(未満児…午睡チェック表欄 以上児…午睡チェックファイル表紙裏に貼付)
- ・午睡中、保育士は必ず子どものそばにいて、一人一人の健康状態に十分注意するとともに、事故のないようにする。
- ・子どもの近くに座り、子どもに背を向けることのないようにする。年齢に応じた午睡チェック表にチェックする。

#### **遊戯室**

- ・広さによる解放感からむやみに走り回らないようにする。(ぶつかり防止)
- ・ピアノは置き場所を考え、転倒や落下を防ぐ。(転倒防止済み)
- ・ピアノの上に物を置かない。(花瓶、ティッシュ等)
- ・ピアノのふたの開閉で手を挟まないようにする。(フィンガーガードをつけるとよい) また、地震などの際には転倒したり床を滑って動いたりすることのないようにする。(ピアノの近くで遊ばない)
- ・緊急事態の際に避難経路となる為、出入り口や窓のそばには物を置かない。
- ・壁面や掲示物を貼る際には画鋲は使わずチェス画鋲(ダルマピン)を使う。(掲示物を貼る際にはテープ等を使用する。画鋲やマグネット等は誤飲の恐れがあるため出来る限り使用しない。)
- ・ストーブは防護柵を設置し、直接触れられないようにする。また周囲に物を置かないようにする。
- ・コンセントに物を差し込めないよう、コンセントカバーを付ける。又は家具で隠すなど配慮する。
- ・ステージの使い方について子どもと約束をする。(保育士の指示なく勝手に登らない)

#### **園庭**

- ・遊具の正しい使い方、園庭の使い方を各園のマニュアルに沿って子どもと確認をする。
- ・門扉は必ず閉めてから、園庭遊びをする。
- ・季節に応じて遊具が安全に使用できるか確認してから使用する。  
(滑り台の熱さ確認、雨上がり、凍結等)
- ・戸外遊びをする前には点検を行い危険の有無を確認する。
- ・落下が予想される箇所には安全マットなどを敷き怪我をしないように配慮をする。
- ・園庭に危険物や、ハチの巣、毛虫、動物の糞尿など危険箇所がないか確認する。

- ・止水栓のある箇所はつまずいたり転んだりすることを想定し、子どもが気付いて避けられるようにする。
- ・カバンなどを背負ったまま遊ばせないようにする。
- ・倉庫の開閉は保育士が行い、中で遊ばないようにする。
- ・砂場は年に2回消毒を行い、使わない時はネットをして清潔を保つ。未満児の砂場も消毒する。
- ・異年齢で遊ぶ時はお互いに安全を確保して遊ぶ。
- ・長靴を履いてきた場合はブランコ以外の固定遊具で遊ばない。
- ・固定遊具（滑り台、雲梯、ブランコ、ジャングルジムなど）で遊ぶ時は保育士が近くで見守る。

#### 〈未満児〉

- ・砂を口に入れたり目に誤って入ったりしてしまうことがあるので、衛生管理には気をつける。
- ・おもちゃの取り合いや、長い物を振り回さないなど正しい遊び方を指導する。
- ・階段を上り下りする時は、子どもの下側を歩くか手を繋いで歩く。

#### 【滑り台】

- ・保育士が傍で見守り、階段を上る時の転倒や転落に気を付けるようにする。
- ・玩具や縄跳びなどを持って登ることがないようにする。
- ・滑らず上で止まっている子には声をかけたり、保育士と一緒に滑って降りたりする。
- ・手を添え、尻を付けて滑るように声をかける。
- ・滑り台を下から登らないように、みんなで遊ぶときの注意を繰り返し伝える。
- ・下に他児が居ないことを確認してから滑るように配慮する。
- ・上の踊り場で遊んだり、鬼ごっこや追いかけっこの時に逃げ込んだりしないようにする。
- ・支柱や横からなどの危険な登り方や降り方、ぶら下がりをさせない。
- ・衝突しないように、前の子どもが滑り終えてから滑るように声をかける。
- ・高温の時は滑らない。雨、雪で濡れている時は拭いてから使用する。

#### 〈未満児〉

- ・保育士がついて遊ぶ。

#### 【ぶらんこ】

- ・順番を待つ場所、出入りの場所を教え、ぶらんこが止まってから交代する。
- ・柵の外で待つようにする。
- ・柵のロープには座ったり、触ったりしない。
- ・正しい姿勢でしっかりと鎖やロープを握らせ、二人乗り、反対向き、立ちこぎ、飛び降りなどはしない。



- ・友だち同士で押さない。

<未満児>

- ・未満児用のブランコに乗って保育士がつく。

#### 【ジャングルジム】

- ・玩具などをもって登らない。
- ・ふざける、押す、引っ張るなどの遊び方は怪我につながるため注意していく。
- ・周辺や下で遊ばない。
- ・高い所から飛び降りない。
- ・手を離さないように声をかける。
- ・一番上で立たない。
- ・対象年齢が3歳以上の為、未満児はジャングルジムで遊ばない。

#### 【砂場】

- ・他児に石や砂を投げない。
- ・砂が目に入ると危険であるという事を伝える。
- ・スコップ等、砂場の遊具等の安全な使用方法を知らせる。
- ・砂の付いた手で目などをこすらないようにする。

<未満児>

- ・砂場では、砂の汚染や量、周りの柵について注意点検をする。

#### 【鉄棒】

- ・保育士が傍で見守り、手を離さないよう注意し、落下や衝突に気を付ける。
- ・縄を縛りつけて遊ばない。
- ・周辺や下で遊ばない。

<未満児>

- ・以上児が鉄棒の近くで遊んでいる時は近づかない。

※お腹を打つ事故が多いので注意！

#### 【雲梯】

- ・雲梯の上に登らない。
- ・周囲に他児がいらないか確認する。
- ・下では遊ばない。
- ・一方通行にして他の子との間隔を空ける。

- ・太鼓橋…間を抜けて降りるのは禁止する。
- ・未満児は雲梯では遊ばない。

### **運動用具の扱い方**

- ・用具の出し入れは基本的には保育士が行う。
- ・用具の出し入れを子どもと行う場合は足への落下や危険のないようにする。
- ・使用前には留め具等の異常がないか確認をする。
- ・子どもの年齢や発達に合わせた用具を使用する。
- ・用具を使用する時は、子どもの動きを把握できる環境設定にする。

### **運動用具の遊び方の主な注意点**

- ・運動をする時は身支度を整えてから遊ぶ。(ズボン、服の裾、爪、上履きもしくは裸足、メガネ、帽子など)
- ・準備体操をしてから始める。
- ・一人一人の経験、発達段階を踏まえて使用する。
- ・運動用具の正しい使い方を知らせる。

#### **【跳び箱】**

- ・マットを下に敷く。
- ・助走はしない。
- ・踏切板は発達に合わせて使用する。

#### **【平均台】**

- ・マットを下に敷く。

#### **【巧技台】**

- ・正しい使用方法・使用人数を守って遊ぶ。
- ・巧技台の種類や数・配置・組み合わせ等も子どもの発達や遊びの様子に応じて選択する。
- ・遊びに慣れてくると様々な動きに挑戦しようと、時には危険な行動をする場合も多くなるため、保育士は一人一人の動きを十分に見ながら、安全面に配慮する必要がある。
- ・必ず保育士が近くで見守り、状況に応じてすぐ手を差し伸べられるようにする。

#### **【縄跳び】**

- ・固定遊具などに縛り付けて使用しない。
- ・大縄は子どもだけで使用しない。

- ・縄を引っ張り合ったり振り回したりしない。

#### 【竹馬】

- ・出し入れの際は保育士が援助し、危険のないようにする。
- ・竹馬の高さは、子どもが自分で乗り降りできる高さにする。  
(保護者にも理解してもらえよう園便りなどで知らせる)

#### 【ボール】(サッカーボール、ドッジボールなど全部)

- ・室内でボールを蹴らない。
- ・ボールの上に乗らない。
- ・空気の確認をする。

#### 〈未満児〉

- ・ボール遊びをする時はなるべく広くて何もない場所で使用する。
- ・バランスボールなどの大きなボールを使用する時は保育士が必ずつく。

#### 【三輪車、スクーター】

- ・玩具を持って乗らない。
- ・テラスでは乗らない。
- ・つき山から降りない。
- ・スピードが付くと転倒しやすいことを教え、園によって乗って良い場所を決めて遊ぶ。

#### 〈未満児〉

- ・三輪車スクーター、トイカーはスピードがつくと転倒しやすいことを教え、遊ぶ。

#### 【一輪車、手押し車】

- ・人を乗せて遊ばない。

#### 【フラフープ】

- ・引っ張ったり、飛ばしたりしない。
- ・間をあけて人に当たらないようにする。

#### 【タイヤ跳び】

- ・濡れて滑りやすくなっていないか確認する。
- ・友だちとの間隔をあけて使用する。

#### **どろんこ遊び**

- ・天候や子どもの体調、年齢に配慮して行う。雷予報の出ている時は行わない。

- ・人に投げない等、他児が嫌がることはしないよう約束をする。
- ・畑の土は化学肥料が入っているため、どろんこ遊びに使用しない。
- ・どろんこの時は固定遊具を使用しない。
- ・嫌がる子には無理をさせない。
- ・砂の中の危険な物や不衛生なものを取り除く。
- ・終了後は流水またはお湯で十分に体を洗い流し清潔にする。
- ・砂や泥を口に入れたり、おしりを長時間つけたりしないようにする。
- ・衛生上、泥用の服・ズボンを使用後は家庭へ持ち帰り洗ってもらおう。

#### **小動物**

- ・ウサギ小屋には必ず鍵をかけ勝手に開けられないようにする。
- ・小動物や虫など、生き物に触った後はきちんと石鹸で手を洗うように指導する。
- ・ウサギや小動物の小屋には、指を入れないようにする。
- ・飼育当番をする場合は保育士と一緒にいき、衛生上、給食前には行わない。

付属資料1

点検実施日	点検担当者サイン (2名)	確認印
1回目：令和 年 月 日		
2回目：令和 年 月 日		

正常な場合は○、不具合があれば×を記し備考欄に記入する。

	項 目	チェック	
保育室	教材や遊具、玩具が散乱していないか		
	教材や遊具、玩具の傷み補修の必要はないか		
	刃物、劇薬などは安全な場所に保管してあるか		
	電気コードが劣化していないか		
	コンセント、照明など電気器具は安全な状態であるか		
	机、椅子は整理整頓されているか		
	机、椅子は汚れたり、劣化したりしていないか		
	空調は清潔に保たれ、正常に機能しているか		
	壁、床の傷み補修の必要はないか		
	ドアの状態（鍵など）は異常はないか		
	室内環境は安全に保たれているか（棚、ロッカー、ピアノ）		

トイレ	清潔に保たれているか（洗面台、鏡、床、壁、便器）		
	手洗い洗剤や消毒液は安全な場所に保管してあるか		
	ドアの開閉は異常がないか		

テラス 廊下	タオル掛けの配置は適切であるか		
	手洗い洗剤や消毒液は安全な場所に保管してあるか		
	壁、床の状態に亀裂や劣化はないか		
	照明はすべて正常に点灯するか		
	雨漏りはしていないか		
	歩行の妨げになるような物が置いていないか		
	下駄箱は安全に固定されているか(上に余分な物を置いていないか)		

備考：緊急性のある事項及びその対応

その他の事項とその対応年月日

# 令和 年度 安全点検表

保育園

日 点検事項		点検月		4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月		
		日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	日	
庭	危険物がないか (ガラス・釘・大きな石・木等)																											
	転倒しやすいところはないか																											
砂場	危険物がないか (ガラス・釘・大きな石・木等)																											
	犬・猫の糞など異物が落ちていないか																											
遊具	ブランコ																											
	滑り台																											
	ジャングルジム																											
	登り棒																											
	鉄棒																											
	タイヤ																											
	動物小屋																											
	たいこ橋																											
プール	プール(危険物・異物)																											
	プールサイド																											
	シャワー																											
点検者確認印																												
園長確認印																												

<p>遊具点検のポイント ※これを参考に 遊具点検表に記入をする</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・摩擦(すり減り)はないか。</li> <li>・金属部分の亀裂や錆はないか。</li> <li>・溶接個所の不良はないか。</li> <li>・全体的に安定しているか。</li> <li>・遊具周辺の地面に危険物が落下していないか。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・木部、プラスチック部の割れ、腐食はないか。</li> <li>・ビス、ボルトの緩み、脱落はないか。</li> <li>・部品の欠陥など、構造に欠損はないか。</li> <li>・体が触れる個所の汚れや危険性はないか。</li> </ul>
--	---	---